平成２７年（フ）第１９号
高知県四万十市具同7631番地１　サニー・クリアネスＡ103号室
破産者　松尾みゆき
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１１４号
北九州市門司区吉志５丁目17番11号
破産者　安岐緑化こと　足立　寛彦
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４１号
北九州市戸畑区天籟寺２丁目３番22―802号
破産者　吉田　正典
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２７６号
北九州市門司区大里東２丁目10番５―208号
破産者　浦上　　望
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２９号
盛岡市向中野１丁目１番８号
破産者　菅原　正和
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１８１号
岩手県滝沢市篠木明法134番地１
破産者　中村　　等
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１３５号
群馬県吾妻郡草津町大字草津899―２　浅間コーポ104号室、住民票上の住所青森県三沢市岡三沢４丁目126番地２号　ＡＡ―43
破産者　庄司　和子
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２８号
東京都大田区蒲田本町１丁目１番４―801号
破産者　西園　賢次
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３１号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅７棟401号
破産者　袴田　法明
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９０号
横浜市保土ケ谷区宮田町２丁目149番地
破産者　中村　　哲
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１６号
神奈川県大和市福田８丁目21番地５
破産者　八代惠美子
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７４号
横浜市港北区日吉本町３丁目29番27号　303
破産者　霜田トモ子（成年後見人田中栄樹）
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００７号
長野県飯田市時又327番地３
破産者　平澤　静夫
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５号
富山市上冨居３―11―６　レオパレス上冨居204、住民票上の住所富山県中新川郡立山町利田2206番地18
破産者　井上　　大
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０号
富山県滑川市法花寺224番地３　アンダンティーノ２―ソ、前住所長野市信州新町上条2426番地１　千原田団地24号
破産者　中島　久光（旧姓田原）
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８号
福井県鯖江市御幸町２丁目８番４―２号
破産者　巽　　紀夫
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
滋賀県米原市坂口90番地29
破産者　岡井　綾香（旧姓新垣）
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
香川県小豆郡小豆島町福田甲628番地
破産者　西村　真行
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８９号
香川県高松市寺井町1215番地１　メゾネットみやまさＡ―201
破産者　美濃部智之
１　決定年月日　平成27年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係